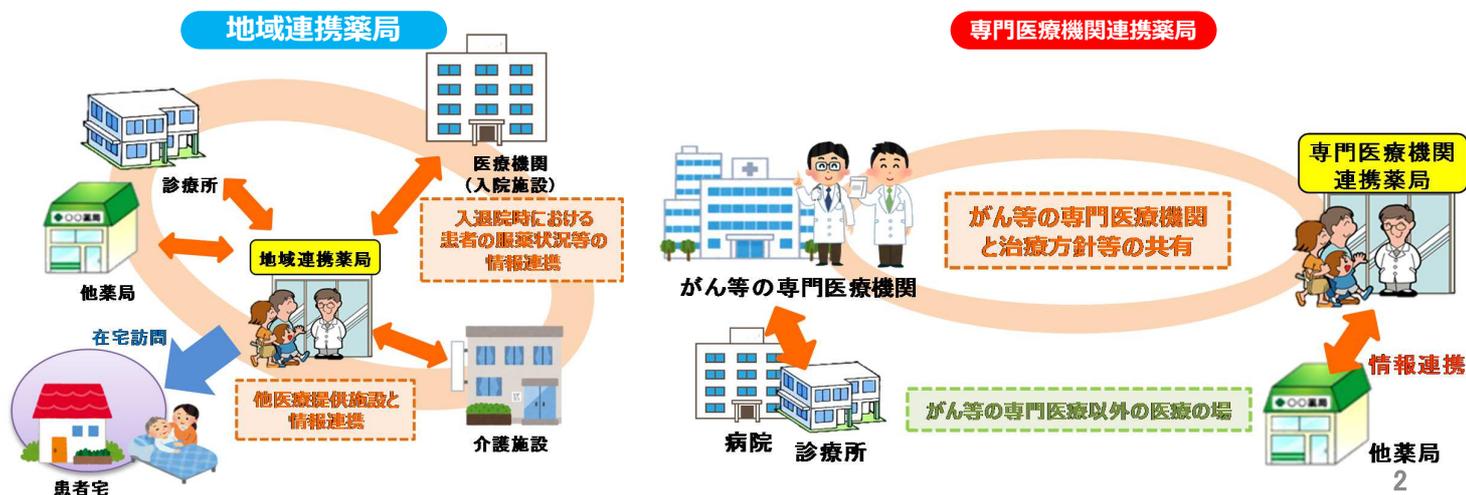


報 告 事 項

認定薬局制度の運用状況について

認定薬局制度の概要

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県知事の認定により名称表示を可能とする。（令和3年8月1日施行。**1年ごとの更新**）
 - ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
 - ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



認定薬局の役割

地域連携薬局

- **外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や入退院時**を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局
- **他の医療提供施設（医療機関、薬局等）の医療従事者との連携体制を構築**した上で対応することが必要。
- 地域連携薬局としては、他の薬局に対する医薬品の提供や医薬品に係る情報発信、研修等の実施を通じて、**他の薬局の業務を支えるような取組**も期待。

専門医療機関連携薬局（がん）

- がん患者に対して、**がん診療連携拠点病院等との密な連携**を行いつつ、**より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応**できる薬局
- 専門医療機関連携薬局としては、他の薬局に対する抗がん剤等の医薬品の提供、がんの薬物療法に係る専門性の高い情報発信、高度な薬学管理を行うために必要な研修等の実施を通じて、専門的な薬学管理が対応可能となるよう**他の薬局の業務を支えるような取組**も期待。

3

認定を受けると・・・

- 認定を受けた薬局（**地域連携薬局／専門医療機関連携薬局**）と称することができる。
 - ※ 認定を受けていない薬局は、これらの名称（紛らわしい名称を含む。）を称してはならない。
- 認定を受けた薬局は、**薬局の内側と外側の見やすい場所**に次の事項を**掲示しなければならない**。
 - ・ **地域連携薬局／専門医療機関連携薬局である旨** ・ **地域連携薬局／専門医療機関連携薬局の機能の説明**
 - ※ その他、認定証の掲示なども必要となる



4

認定基準の概要（基準の考え方）

● 患者が安心して相談しやすい体制

- 地域** 構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）
- 専門** 構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

● 医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）

- 地域** 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入院、在宅）、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）
- 専門** 医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）

● 地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）

- 地域** 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）
- 専門** 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割

● 一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制

- 地域** 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、計画的な研修受講、医療安全対策
- 専門** 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、医療安全対策

● 在宅医療に対応する体制

- 地域** 在宅訪問の実績（月2回以上）、医療機器・衛生材料の提供

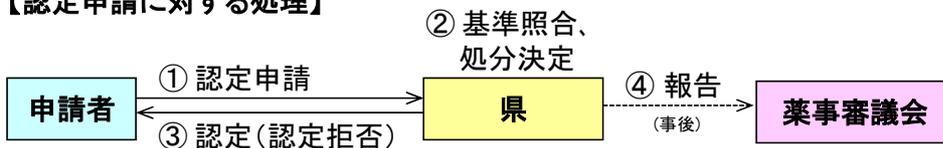
5

認定に係る福岡県薬事審議会の関与

- ・認定に係る事務に関する重要事項を調査審議させるために、地方薬事審議会を置くことができることが法令により規定されている。
- ・本県では令和2年度薬事審議会において、次のとおり福岡県薬事審議会が関与することを決定している。

すべての案件について、県で認定を行い、薬事審議会に事後報告

【認定申請に対する処理】



【認定への関与】

- 定例の薬事審議会において認定状況などの報告を行う(事後報告)
- 認定状況を踏まえて、薬事審議会の認定制度への関与について御審議いただく。

- ・今年度は、薬事審議会では審議するべき案件が生じなかったため、認定状況などの報告のみを行う。

6

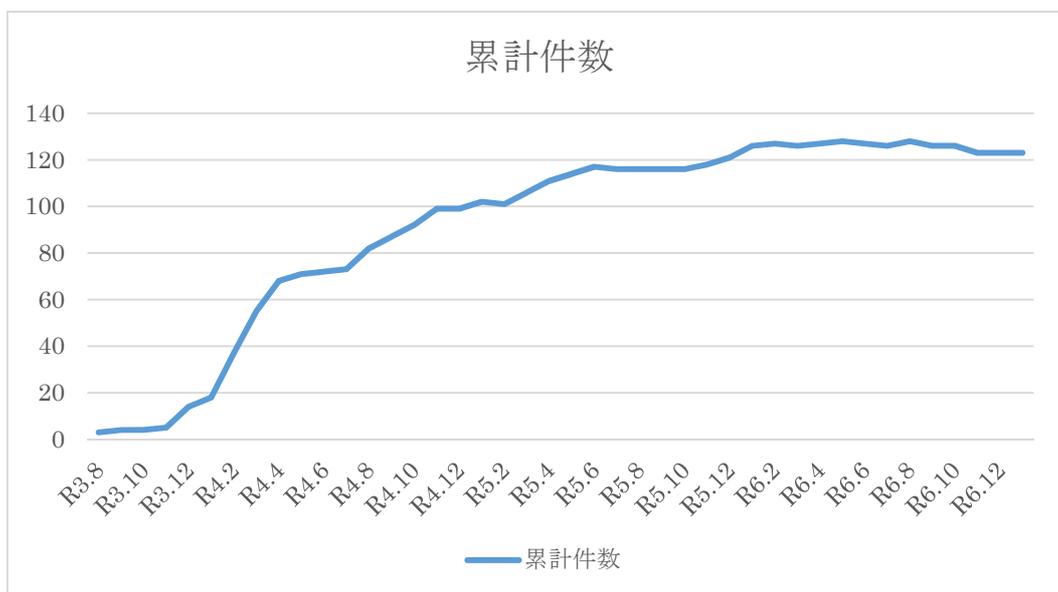
認定状況などについて（R7. 1. 31 時点）

（１）保健所別認定薬局件数

保健所名	地域 連携薬局	専門医療機関 連携薬局
筑紫	15	
粕屋	10	
糸島	1	
宗像・遠賀	7	
嘉穂・鞍手	5	
田川		

保健所名	地域 連携薬局	専門医療機関 連携薬局
北筑後	6	
南筑後	5	
京築	8	
北九州市	17	
福岡市	44	6
久留米市	5	2
計	123	8

（２）地域連携薬局累積件数



※令和6年1月～12月：新規21件、返納19件

【返納の主な理由】

- ・「常勤薬剤師の半数以上が継続1年以上勤務」の基準を満たさない
- ・「常勤薬剤師の半数以上が健康サポート薬局研修を修了」の基準を満たさない

※ 健康サポート薬局研修

健康サポート薬局で求められる、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修。技能習得型研修と知識習得型研修から構成されている。健康サポート薬局制度上は研修修了薬剤師となるには5年間の実務経験を要するが、認定薬局の基準上は、実務経験は不問。

福岡県内の地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局一覧（令和7年2月1日時点）

通し番号	業務種別名称	店舗名称	店舗所在地	店舗補足所在地
1	専門医療機関連携薬局(がん)	福岡市薬剤師会薬局七隈店	福岡市城南区七隈七丁目42番25号	
2	専門医療機関連携薬局(がん)	そうごう薬局天神中央店	福岡市中央区天神1-3-38	天神121ビル1階
3	専門医療機関連携薬局(がん)	株式会社大賀薬局九大病院東門前店	福岡市東区馬出二丁目2番4号	
4	専門医療機関連携薬局(がん)	日本調剤九大前薬局	福岡市博多区千代4-30-7	
5	専門医療機関連携薬局(がん)	そうごう薬局久留米医大前店	久留米市旭町11番地	副島ビル
6	専門医療機関連携薬局(がん)	溝上薬局久留米医大前店	久留米市旭町55-2	
7	専門医療機関連携薬局(がん)	そうごう薬局塩原店	福岡市南区塩原三丁目24番26号	
8	専門医療機関連携薬局(がん)	さくら薬局和白店	福岡市東区和白二丁目1番40号	
9	地域連携薬局	そうごう薬局浮羽店	うきは市浮羽町古川1053番2	
10	地域連携薬局	そうごう薬局久留米医大前店	久留米市旭町11番地	副島ビル
11	地域連携薬局	日本調剤聖マリア病院前薬局	久留米市津福本町417-1	
12	地域連携薬局	きらり薬局日吉町店	久留米市日吉町116-6	
13	地域連携薬局	そうごう薬局行橋駅前店	行橋市宮市町2番1号	
14	地域連携薬局	そうごう薬局新田原調剤センター店	行橋市大字東徳永354番13	
15	地域連携薬局	さくら薬局行橋店	行橋市大字道場寺1409-5	
16	地域連携薬局	そうごう薬局行橋北泉店	行橋市北泉3丁目10番8号	
17	地域連携薬局	一般社団法人宗像薬剤師会会営宗像東薬局	宗像市光岡120-1	
18	地域連携薬局	有限会社宗像調剤薬局南店	宗像市自由ヶ丘9丁目1-2	
19	地域連携薬局	一般社団法人宗像薬剤師会会営宗像センター薬局	宗像市田熊5丁目5番1号	
20	地域連携薬局	株式会社大賀薬局徳洲会病院前店	春日市桜ヶ丘4丁目18	
21	地域連携薬局	株式会社モリ薬局	春日市春日原北町3-65	
22	地域連携薬局	そうごう薬局小郡中央店	小郡市小郡273番1号	
23	地域連携薬局	タカラ薬局志免	糟屋郡志免町志免中央3丁目6番21号	
24	地域連携薬局	そうごう薬局新宮中央店	糟屋郡新宮町中央駅前1丁目4-12	
25	地域連携薬局	さくら薬局新宮中央駅前店	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目17番4号	
26	地域連携薬局	うぐいす薬局	糟屋郡須恵町大字新原232-11	
27	地域連携薬局	さくら薬局粕屋店	糟屋郡粕屋町長者原西4丁目11番6号	
28	地域連携薬局	きらり薬局五条店	太宰府市五条1丁目18-35	
29	地域連携薬局	株式会社大賀薬局太宰府病院前店	太宰府市五条3丁目2-20	
30	地域連携薬局	きらり薬局	太宰府市向佐野2丁目11-24	

福岡県内の地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局一覧（令和7年2月1日時点）

通し番号	業務種別名称	店舗名称	店舗所在地	店舗補足所在地
31	地域連携薬局	中央薬局おおざの店	太宰府市大佐野4丁目16番1号	
32	地域連携薬局	そうごう薬局田隈店	大牟田市田隈924	
33	地域連携薬局	有限会社華林堂調剤薬局	大野城市月の浦1-26-9	
34	地域連携薬局	中央薬局つつい店	大野城市筒井1丁目2-1	竹下ビル1F
35	地域連携薬局	ハート薬局	筑後市上北島字七反田348-1	
36	地域連携薬局	そうごう薬局中間店	中間市通谷1丁目36番2号	
37	地域連携薬局	きらり薬局直方店	直方市頓野995-3	
38	地域連携薬局	そうごう薬局今光店	那珂川市今光3-30	
39	地域連携薬局	アイン薬局飯塚店	飯塚市新飯塚9-6	
40	地域連携薬局	福岡市薬剤師会薬局七隈店	福岡市城南区七隈七丁目42番25号	
41	地域連携薬局	日本調剤城南薬局	福岡市城南区神松寺一丁目5番22号	
42	地域連携薬局	オリーブ薬局	福岡市城南区樋井川三丁目46番9号	
43	地域連携薬局	アイン薬局生の松原店	福岡市西区生の松原三丁目25番18号	
44	地域連携薬局	かもめ薬局	福岡市西区福重五丁目6番1号	
45	地域連携薬局	きらり薬局姪浜店	福岡市西区姪浜駅前一丁目2番1号	
46	地域連携薬局	タカラ薬局姪浜駅前	福岡市西区姪浜駅前一丁目4番18号	1F
47	地域連携薬局	そうごう薬局野方店	福岡市西区野方七丁目759番地4	
48	地域連携薬局	株式会社大賀薬局野芥調剤店	福岡市早良区野芥一丁目16番26号	
49	地域連携薬局	日本調剤福岡中央薬局	福岡市中央区天神一丁目2番12号	メットライフ天神ビル1F
50	地域連携薬局	そうごう薬局天神中央店	福岡市中央区天神一丁目3番38号	天神121ビル1階
51	地域連携薬局	きらり薬局 天神BiVi福岡店	福岡市中央区渡辺通四丁目1番36号	
52	地域連携薬局	タカラ薬局ネクサス	福岡市東区香椎浜四丁目2番1号	
53	地域連携薬局	株式会社樹調剤薬局	福岡市東区青葉二丁目8番37号	
54	地域連携薬局	マリア薬局	福岡市東区千早一丁目8番13号	
55	地域連携薬局	ココカラファイン薬局奈多店	福岡市東区奈多三丁目6番19号	
56	地域連携薬局	きらり薬局名島店	福岡市東区名島三丁目4番7号	多賀興産ビル1F
57	地域連携薬局	さくら薬局和白店	福岡市東区和白二丁目1番40号	
58	地域連携薬局	そうごう薬局塩原店	福岡市南区塩原三丁目24番26号	
59	地域連携薬局	壮健調剤薬局	福岡市南区皿山二丁目1番2号	
60	地域連携薬局	裕生堂薬局寺塚店	福岡市南区寺塚二丁目8番15号	金子アベニュー300 313号室

福岡県内の地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局一覧（令和7年2月1日時点）

通し番号	業務種別名称	店舗名称	店舗所在地	店舗補足所在地
61	地域連携薬局	りんご薬局	福岡市南区大楠1-15-20	
62	地域連携薬局	新生堂薬局中尾店	福岡市南区中尾三丁目26番1号	
63	地域連携薬局	きりり薬局南福岡店	福岡市博多区銀天町三丁目5番15号	1F
64	地域連携薬局	ちどり薬局	福岡市博多区千代五丁目18番7号	
65	地域連携薬局	日本調剤九大前薬局	福岡市博多区千代四丁目30番7号	
66	地域連携薬局	オーエス福津薬局	福津市日蔭野5丁目14番1号	
67	地域連携薬局	そうごう薬局豊前店	豊前市大字塔田761番	
68	地域連携薬局	そうごう薬局八屋店	豊前市大字八屋1875番1	
69	地域連携薬局	浅生いこい薬局	北九州市戸畑区浅生三丁目12番8号	
70	地域連携薬局	そうごう薬局小倉大手町店	北九州市小倉北区大手町12番4号	
71	地域連携薬局	有限会社まさき薬局緑ヶ丘店	北九州市小倉北区緑ヶ丘一丁目1番23号	
72	地域連携薬局	サンキュードラッグ千代ヶ崎薬局	北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目2番24号	
73	地域連携薬局	そうごう薬局黒崎中央店	北九州市八幡西区筒井町4番1号	
74	地域連携薬局	そうごう薬局ひびきの店	北九州市八幡西区本城学研台三丁目1番10号	
75	地域連携薬局	そうごう薬局八幡中央店	北九州市八幡東区中央二丁目10番4号	
76	地域連携薬局	さくら薬局門司店	北九州市門司区大里新町3番9号	
77	地域連携薬局	ハート薬局	柳川市三橋町蒲船津390-9	
78	地域連携薬局	なの花薬局	糟屋郡新宮町夜臼5-5-19	
79	地域連携薬局	そうごう薬局花見店	古賀市花見南1丁目3番25号	
80	地域連携薬局	株式会社大賀薬局粕屋別府店	糟屋郡志免町別府西3丁目8番12号	
81	地域連携薬局	たたら介護薬局	福岡市東区八田一丁目4番65号	
82	地域連携薬局	日本調剤高取薬局	福岡市早良区高取一丁目3番20号	ファインガーデン高取1F
83	地域連携薬局	中央薬局朝倉つつみ店	朝倉市堤642番1	
84	地域連携薬局	あおぞら薬局	飯塚市柏の森946-8	
85	地域連携薬局	きりり薬局津古店	小郡市津古556番3	
86	地域連携薬局	光が丘調剤薬局	筑紫野市光が丘4丁目4-2	
87	地域連携薬局	裕生堂薬局千代町店	福岡市博多区千代四丁目24番25号	
88	地域連携薬局	タカラ薬局千早	福岡市東区千早二丁目1番36号	
89	地域連携薬局	タカラ薬局 舞鶴	福岡市中央区舞鶴一丁目6番1号	1F
90	地域連携薬局	ココカラファイン薬局一の谷店	春日市一の谷1丁目170番	

福岡県内の地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局一覧（令和7年2月1日時点）

通し番号	業務種別名称	店舗名称	店舗所在地	店舗補足所在地
91	地域連携薬局	セイコーメディカルブレーンアイランドシティ薬局	福岡市東区香椎照葉三丁目4番5号	
92	地域連携薬局	新生堂薬局土井店	福岡市東区土井一丁目17番10号	
93	地域連携薬局	新生堂薬局福岡徳洲会病院前店	春日市須玖北4丁目6番地	
94	地域連携薬局	そうごう薬局二日市店	筑紫野市湯町3丁目1番22号	
95	地域連携薬局	新生堂薬局須恵店	糟屋郡須恵町大字上須恵796-1	
96	地域連携薬局	きりり薬局田島店	福岡市城南区田島四丁目13番5号	
97	地域連携薬局	そうごう薬局周船寺店	福岡市西区富士見二丁目14番5号	
98	地域連携薬局	そうごう薬局小竹店	鞍手郡小竹町勝野1159-1	
99	地域連携薬局	さくら薬局 水巻店	遠賀郡水巻町立屋敷1-14-52	
100	地域連携薬局	うめのき薬局	遠賀郡水巻町吉田東2丁目11-11	
101	地域連携薬局	株式会社 大賀薬局 前原浦志店	糸島市浦志2丁目1番28号	
102	地域連携薬局	さくら薬局久留米大学病院前店	久留米市旭町62番2	
103	地域連携薬局	新生堂薬局室見店	福岡市早良区南庄五丁目11番15号	
104	地域連携薬局	とまと薬局	糟屋郡粕屋町大字仲原字口ノ坪2531-6	
105	地域連携薬局	新生堂薬局大池通り店	福岡市南区長住二丁目1番9号	
106	地域連携薬局	そうごう薬局行橋店	行橋市高瀬214-6	
107	地域連携薬局	ココカラファイン薬局産業医大前店	北九州市八幡西区千代ヶ崎三丁目1番14号	
108	地域連携薬局	そうごう薬局香月店	北九州市八幡西区香月中央一丁目14番10号	
109	地域連携薬局	日本調剤久留米薬局	久留米市旭町25-3	
110	地域連携薬局	日本調剤医生ヶ丘薬局	北九州市八幡西区大浦一丁目13番21号	
111	地域連携薬局	やさしい薬局長尾店	福岡市城南区樋井川二丁目9番15号	
112	地域連携薬局	株式会社大賀薬局ちくし那珂川病院前店	那珂川市仲2丁目8-1	
113	地域連携薬局	アイン薬局鉄道記念病院店	北九州市門司区高田二丁目1番2号	
114	地域連携薬局	なかむら薬局	直方市津田町11-3	
115	地域連携薬局	平成薬局	北九州市八幡西区八枝一丁目7番31号	
116	地域連携薬局	アイン薬局済生会大牟田病院店	大牟田市田隈810番地	
117	地域連携薬局	曾根ココフル薬局	北九州市小倉南区東貫二丁目1番22号	
118	地域連携薬局	株式会社大賀薬局那珂川店	那珂川市片綱5丁目19	
119	地域連携薬局	そうごう薬局 行橋西宮市店	行橋市西宮市2丁目2番28号	
120	地域連携薬局	西日本調剤センター薬局	北九州市小倉北区大手町13番4号	

福岡県内の地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局一覧（令和7年2月1日時点）

通し番号	業務種別名称	店舗名称	店舗所在地	店舗補足所在地
121	地域連携薬局	そうごう薬局石丸店	福岡市西区石丸三丁目7番30号	
122	地域連携薬局	そうごう薬局月隈モール店	福岡市博多区東月隈四丁目1番14号	
123	地域連携薬局	きりり薬局 清川店	福岡市中央区清川三丁目15番26号1階	
124	地域連携薬局	ドレミ薬局香椎店	福岡市東区香椎駅前一丁目11番1号	
125	地域連携薬局	八幡西調剤薬局	北九州市八幡西区八枝三丁目12番1号	
126	地域連携薬局	菅原町調剤薬局	北九州市八幡西区菅原町3番8号	
127	地域連携薬局	そうごう薬局朝倉一木店	朝倉市一木18-28	
128	地域連携薬局	そうごう薬局干隈店	福岡市早良区干隈三丁目11番7号 1階	
129	地域連携薬局	そうごう薬局美鈴が丘店	小郡市美鈴が丘1丁目5-5	
130	地域連携薬局	そうごう薬局広川店	八女郡広川町新代1389-2	
131	地域連携薬局	裕生堂薬局長丘店	福岡市南区長丘三丁目4番1号 第三浮羽ビル101号室	

地域連携薬局数

全数 4,284 (令和6年11月30日時点)

北海道	186	東京都	659	滋賀県	47	徳島県	29
青森県	30	神奈川県	376	京都府	131	香川県	48
岩手県	28	新潟県	85	大阪府	294	愛媛県	35
宮城県	91	山梨県	16	兵庫県	176	高知県	21
秋田県	22	長野県	71	奈良県	34	福岡県	122
山形県	27	富山県	39	和歌山県	13	佐賀県	9
福島県	79	石川県	36	鳥取県	27	長崎県	30
茨城県	154	岐阜県	50	島根県	15	熊本県	37
栃木県	59	静岡県	132	岡山県	52	大分県	33
群馬県	60	愛知県	162	広島県	110	宮崎県	23
埼玉県	263	三重県	71	山口県	30	鹿児島県	37
千葉県	212	福井県	16			沖縄県	7

専門医療機関連携薬局数

全数 205 (令和6年11月30日時点)

北海道	16	東京都	17	滋賀県	6	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	19	京都府	2	香川県	1
岩手県	1	新潟県	1	大阪府	17	愛媛県	2
宮城県	6	山梨県	0	兵庫県	8	高知県	0
秋田県	0	長野県	6	奈良県	0	福岡県	8
山形県	4	富山県	2	和歌山県	0	佐賀県	2
福島県	1	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	5
茨城県	8	岐阜県	3	島根県	1	熊本県	3
栃木県	4	静岡県	4	岡山県	4	大分県	1
群馬県	3	愛知県	9	広島県	3	宮崎県	1
埼玉県	14	三重県	4	山口県	2	鹿児島県	3
千葉県	10	福井県	0			沖縄県	1

電子処方箋補助金事業について

令和6年度 薬事審議会

令和7年3月10日
薬務課監視係

1

医療費適正化計画について

○第四期医療費適正化計画（R6～11(2024～2029)年度）

・第四期医療費適正化基本方針において、医療の効率的な提供を推進する施策として、電子処方箋の普及促進を進めることとしている。

「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」平成28年3月31日厚生労働省告示第128号（抄）（令和5年7月20日全部改正）

二 計画の内容に関する基本的事項

2 医療の効率的な提供の推進に関する目標に関する事項

(2) 医薬品の適正使用の推進に関する目標

～医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする**電子処方箋のメリットの周知等による普及促進**等、重複投薬の是正に関する目標を設定する～

3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

(2) 医療の効率的な提供の推進

③ 医薬品の適正使用の推進 ～医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする**電子処方箋の普及促進**～

2

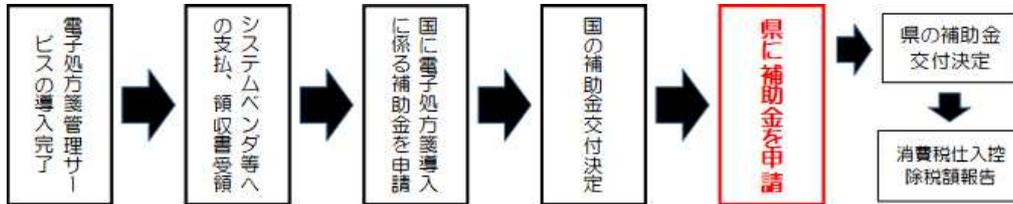
福岡県電子処方箋導入促進補助金事業

<令和6年度事業>

○電子処方箋の活用・普及の促進を図るため、電子処方箋管理サービスの導入に向けた県内の保険医療機関、保険薬局のシステム整備に係る費用の負担に対して補助金を交付する。

<申請の流れ>

○補助対象：国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた県内の保険医療機関（医科、歯科）、保険薬局



<申請区分、補助率、補助上限額>

申請区分	県補助金	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	薬局
①基本機能部分 (従前補助)	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	811,000円	543,000円	97,000円	97,000円
②追加機能部分 ※既に基本機能を導入している施設	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	226,000円	167,000円	61,000円	64,000円
③基本機能+追加機能部分 ※同時導入	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	1,003,000円	676,000円	135,000円	138,000円

※国と県の補助金を合わせて受け取った場合、導入費用に対する財政支援全体の割合は最大で
病院：1/2、診療所・薬局(大型チェーン除く)：3/4、大型チェーン薬局：1/2 となります。

3

福岡県電子処方箋導入促進補助金事業

<スケジュール>

	令和6年度(2024年度)			
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
電子処方箋導入促進補助金事業	申請受付			1/31 まで

<令和6年度における県補助金への申請施設数>

	大規模病院	病院	診療所	薬局
申請施設数	25 (18.1%)	30 (9.6%)	723 (10.2%)	2120 (72.5%)

<参考：国(支払基金)補助金への申請施設数> 令和7年1月28日時点

	大規模病院	病院	診療所	薬局
申請施設数	26 (18.8%)	34 (10.9%)	850 (12.0%)	2275 (77.8%)

4

令和6年度補正予算案：60.7億円

1 事業の目的

電子処方箋の普及拡大、利活用による質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、医療機関・薬局の業務効率化を推進するため、都道府県が実施する電子処方箋の活用・普及の促進への取り組みを支援する。具体的には、令和7年3月までに電子処方箋を導入した施設に対して、その導入費用の助成を支援する。

2 事業の概要・スキーム

○ 都道府県が第四期医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及の促進施策について、都道府県が促進施策実施に向けた環境整備として行う医療機関等への導入費用助成を補助する。

➢ 都道府県は活用・普及の促進施策の実施に向けて、電子処方箋の運用開始施設を一定数確保することにより、運用実績から得られる課題やデータ等に関するリソースを確保。

➢ 運用開始施設を確実に確保するため、都道府県は導入費用に関する助成金※を支給し、給付を受けた施設は一定期間都道府県の取り組みへ協力。(モニター、アンケート、セミナー、広報資料作成、データ提供等の協力が考えられる。)

※助成金と他の補助金を併せて受給することが可能(導入費用に対する財政支援全体の割合：病院1/2、診療所・薬局(大手除く)3/4、大手チェーン薬局1/2)



<参考>

「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」
平成28年3月31日厚生労働省告示第128号(抄)
(令和5年7月20日全部改正)

- 一 一般的な事項
- 2 第四期医療費適正化計画における目標
～重複投薬の是正について、電子処方箋の活用推進等により更なる取組の推進を図る～
- 二 計画の内容に関する基本的事項
- 2 医療の効率的な提供の推進に関する目標に関する事項
- (2) 医薬品の適正使用の推進に関する目標
～医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋のメリットの周知等による普及促進等、重複投薬の是正に関する目標を設定する～
- 3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項
- (2) 医療の効率的な提供の推進
- ③ 医薬品の適正使用の推進
～医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋の普及促進～

3 実施主体等

実施主体：都道府県 補助率：国 2/3

福岡県電子処方箋導入促進補助金事業

<令和7年度事業案>

○補助対象、申請区分、補助率、補助上限額は令和6年度事業と同様。

※ただし、国(社会保険診療報酬支払基金)の電子処方箋管理サービスに関連する補助金は、**令和7年3月31日までにシステムの導入が完了した施設が対象**となりますので、ご注意ください。

申請区分	県補助金	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	薬局
①基本機能部分 (従前補助)	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	811,000円	543,000円	97,000円	97,000円
②追加機能部分 ※既に基本機能を導入している施設	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	226,000円	167,000円	61,000円	64,000円
③基本機能+追加機能部分 ※同時導入	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	1,003,000円	676,000円	135,000円	138,000円

○スケジュール

	令和7年度(2025年度)			
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
電子処方箋導入促進補助金事業	申請受付			

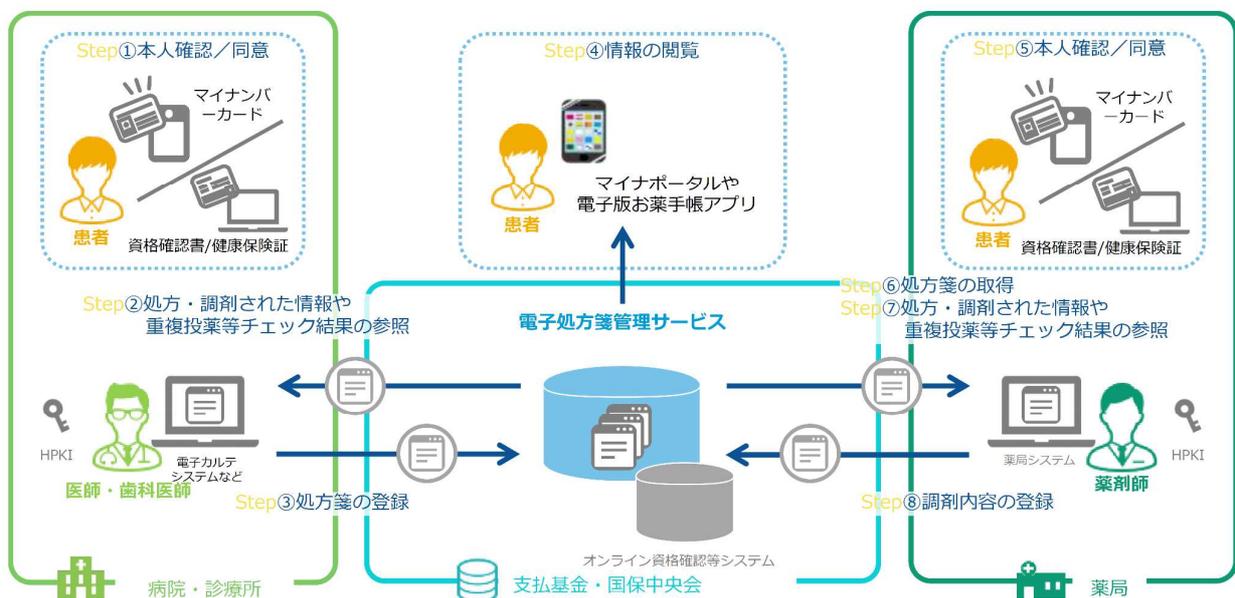
【参考資料】 電子処方箋の概要

(第6回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム資料より抜粋)

7

電子処方箋について

電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、現在紙で行われている処方箋の運用を、電子で実施する仕組み。オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能に。(令和5年(2023年)1月～運用開始)

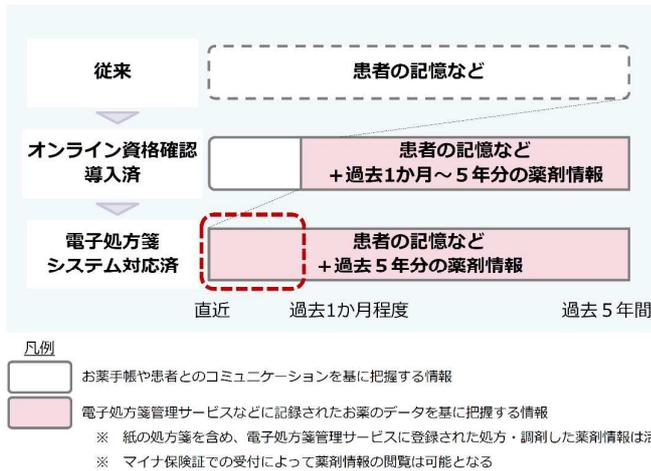


8

電子処方箋システムによる薬剤情報の拡充

- 電子処方箋システムの導入により、電子処方箋、または紙の処方箋を問わず、処方・調剤した薬剤情報は電子処方箋管理サービスへの即時反映が可能となる。
- これにより、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局において、患者の「直近の」薬剤情報まで共有される。また、処方・調剤時、この薬剤情報を活用した重複投薬や併用禁忌のシステムチェックが可能となる。

患者の「直近の」薬剤情報まで確認可能



▶ 医療機関・薬局の双方が電子処方箋システムに対応している場合

医療機関の処方箋発行、薬局の調剤結果登録のいずれも電子的に可能となる。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



▶ 薬局のみが電子処方箋システムに対応している場合

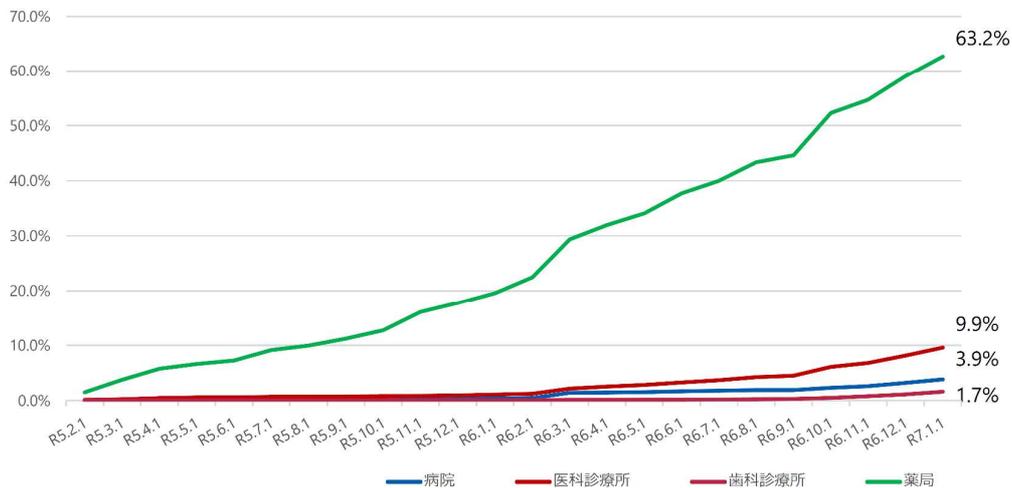
紙の処方箋を受け付けた薬局は調剤結果を登録する。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



9

電子処方箋の普及状況

- 令和7年1月12日現在、全国47,681施設（22.5%）で電子処方箋の運用開始済。内訳は病院311（3.9%）、医科診療所8,172（9.9%）、歯科診療所1,010（1.7%）、薬局38,188（63.2%）。
- 医療DXの推進に関する工程表において、「電子処方箋については、概ね全国の医療機関・薬局に対し、2025年3月までに普及させる」としているが、仮に足下の導入実績が継続すると、薬局については年度内に約8割弱の薬局への導入が見込まれるものの、医療機関については、導入率は約1割弱に留まることが見込まれる。

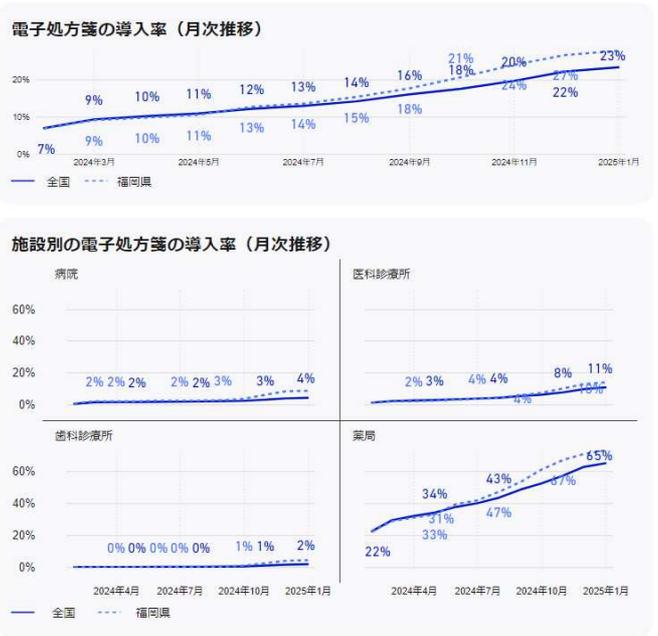
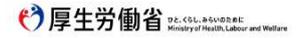


(注) 導入率は、電子処方箋対応施設数をオンライン資格確認導入施設数で除したものの。

10

電子処方箋の導入状況(福岡県)

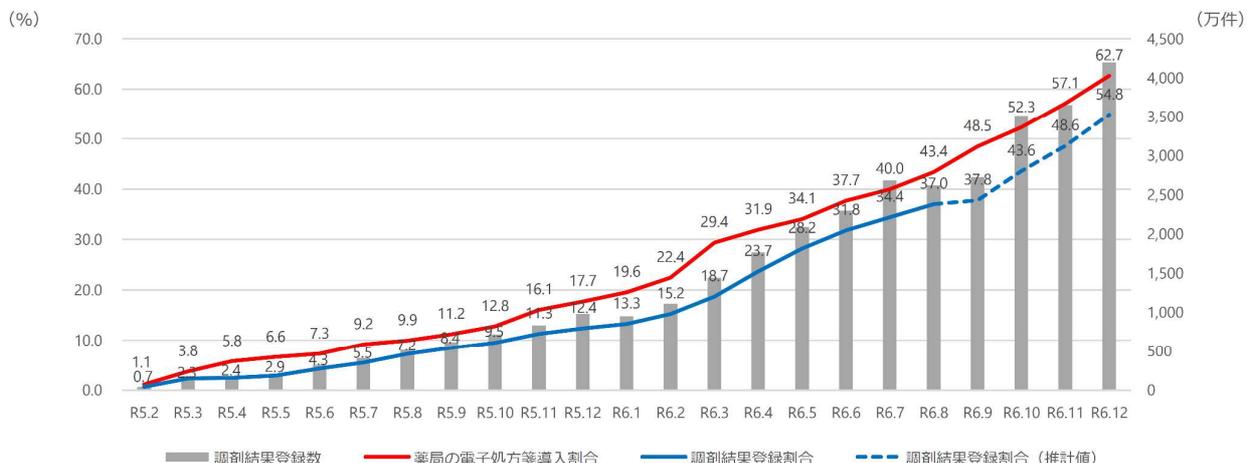
電子処方箋の導入状況比較



2025年01月26日時点の数値

薬局における電子処方箋の利用

- 電子処方箋システムを導入した薬局は順調に増加しており、電子処方箋管理サービスへの調剤結果登録も進んでいる。年度末には、数多くの薬局で直近の薬剤情報を活用できる状態となることが期待される。
 - ※ 医療DX推進体制整備加算の要件として、「調剤後速やかに調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録すること」が求められている。
- 同サービスに蓄積される患者の直近の薬剤情報が充実することに伴い、重複投薬等チェック機能の利用も増加しており、重複投薬や併用禁忌を回避した好事例も報告されている。



調剤結果登録数 : 電子処方箋システムを導入した薬局から電子処方箋管理サービスに登録された調剤結果登録数
 薬局の電子処方箋導入割合 : オンライン資格確認等システムを導入した薬局のうち、電子処方箋システムを導入した薬局の割合 (最終週日曜日時点の値)
 調剤結果登録割合 : レセプトベースの処方箋枚数 (「調剤医療費の動向」より) で、調剤結果登録数を除いたもの。ただし、直近のレセプトベースの処方箋枚数は得られるまでにタイムラグがあるため、値が得られていない月の処方箋枚数については、6ヵ月前のレセプトベースの処方箋枚数の対前年同月比を用いて推計している。

目標の達成状況と今後の課題

目標の達成状況

- ・目標期限（2025年3月末）までに**約8割弱の薬局**が導入見込み（立地する市区町村の人口が \geq 率は概ね100%）
令和7年（2025年）夏頃には**概ね全ての薬局**での導入が見込まれる※1

薬局は、電子のみならず紙の処方箋についても
調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録

直近の薬剤情報の活用による より良い医療が実現

[主要な施策目標は達成] ※2

- ① 複数医療機関を受診する**患者を薬の相互作用リスクから守る**
 - ✓ 薬局が薬の調剤時に重複投薬等チェック、処方・調剤情報を踏まえた処方監査を実施
- ② 患者の**直近の薬剤情報が整い有事の際に利用可能**に
 - ✓ 災害時における治療継続の支援
 - ✓ 救急車に配備することにより**救急時の搬送・受入等に活用**

【残された課題】

- ・ **医療機関への普及率は約1割弱**に留まる見込み
- ・ **医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備**

※1 足下の導入実績が継続した場合の試算 ※2 従来はレセプト情報に基づく1か月強遅れの情報

13

電子処方箋に関する今後の対応

- 令和7年（2025年）3月までに概ね全国の医療機関・薬局に普及させることを目標に掲げて取り組んできたが、仮に足下の導入実績が継続すると、同期限までに、薬局は約8割弱、医療機関は約1割弱の導入にとどまる。
- 令和7年（2025年）夏頃には概ね全ての薬局での導入が見込まれるところ、電子処方箋の意義を発揮し、医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を整えつつ、医療機関への導入に取り組む。

● 導入されていない医療機関等に対するフォローアップ

国民が全国どこでも電子処方箋による質の高い医療を受けるためにも、**電子処方箋システムを導入した薬局における電子処方箋管理サービスへの調剤結果登録・重複投薬等チェックの徹底を要請**するとともに、電子処方箋を利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を整えつつ、**導入されていない医療機関等への対応は不可欠であり、フォローアップを実施**（医療機関の規模、医科・歯科、診療科等のセグメントごとに導入阻害要因を更に分析し、その結果を踏まえ必要な施策の検討）。

● 更なる導入策の措置

導入状況やフォローアップを踏まえ、これまでの導入策や診療報酬による対応に加え、**公的病院等への導入再要請や、システムベンダーへの早期導入・開発要請、医療機関・医師を中心とした医療関係者等向けの周知広報の強化、都道府県による電子処方箋の導入支援施策、医療機関内・薬局内のシステムとの連携推進も含め、更なる導入策を講じる**。電子カルテ情報共有サービスの導入等とも併せ、医療機関の負担が小さくなる形で導入できるよう施策の検討を進める。

● 機能の追加実装の一時停止

電子処方箋の機能については、**現状存する機能をもって「必要最小限の基本機能」が開発されたことから、更なる機能の追加については、必要な改修を除き、当分の間行わない**。

● 医療機関等における利活用状況や効果等の調査

電子処方箋活用による効果を提示し、医療関係者の理解向上・活用促進に繋がるよう、早期に電子処方箋を導入した医療機関等に対して、電子処方箋の利活用状況や効果等について調査を実施する。

上記の取組を踏まえ、**電子処方箋の新たな目標については、令和7年夏を目処に見直しを行う。**

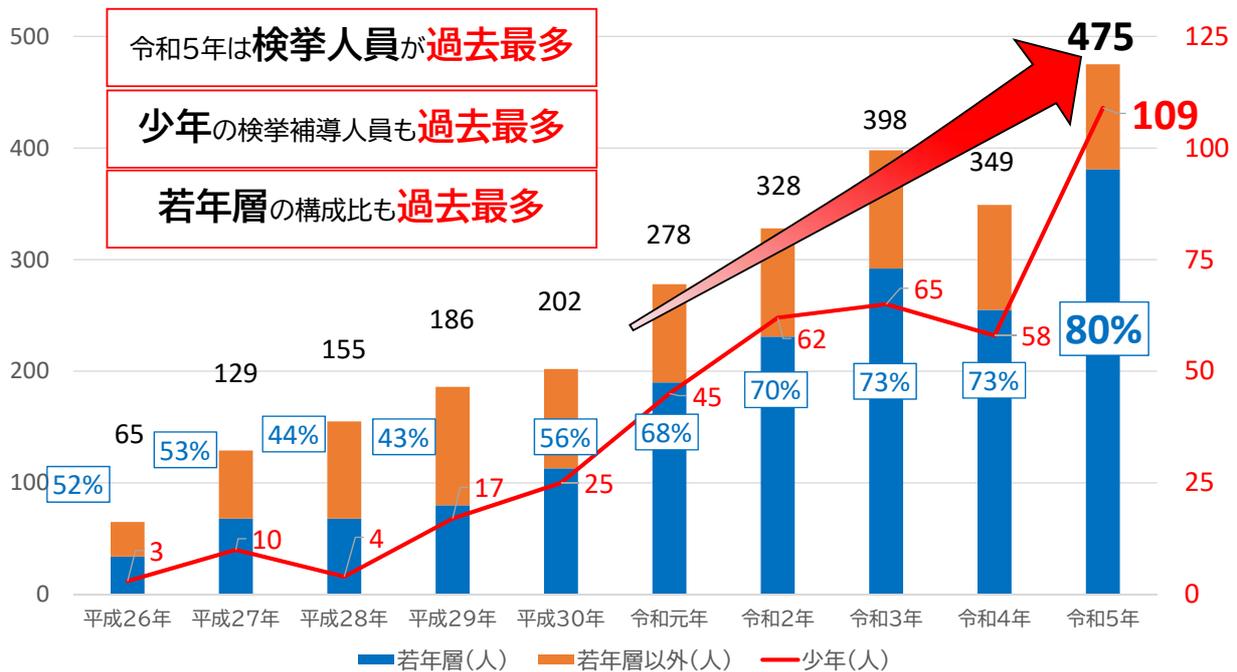
14

大麻相談窓口について (令和6年度新規事業)



福岡県保健医療介護部
薬務課麻薬係

福岡県内の大麻事犯の検挙人員の推移



全体の中学生で
大麻を使った人の割合

0.3%

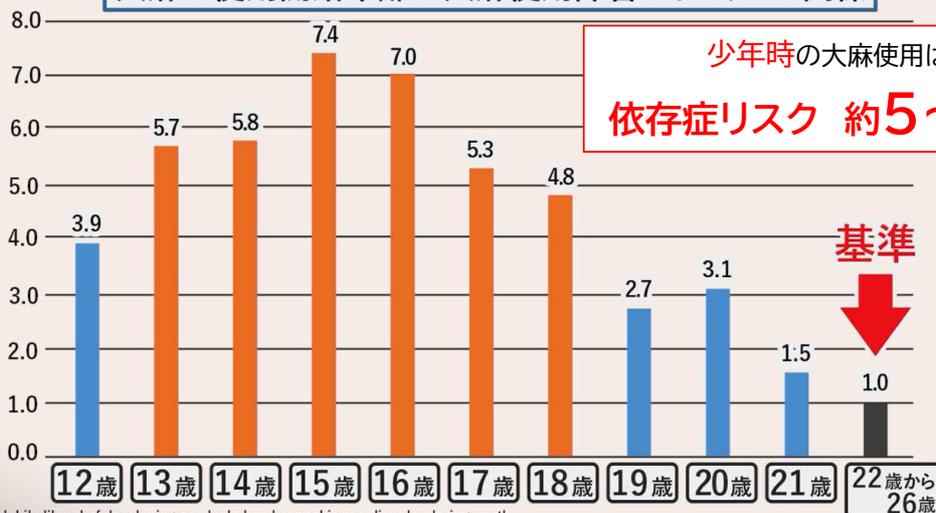
※高校生も同様

提供：国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査」

人数に置き換えると

約300人に
1人

大麻の使用開始年齢と大麻使用障害のリスクとの関係

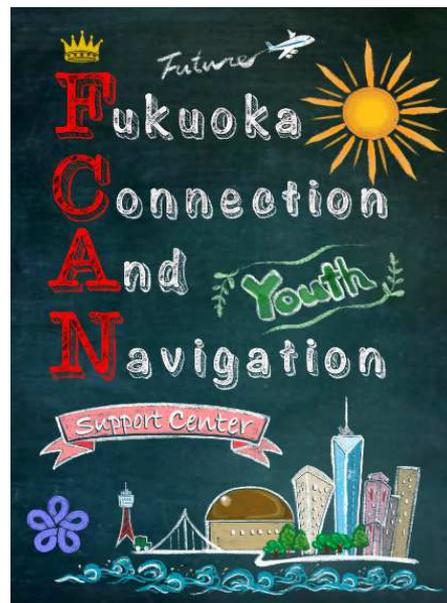


少年時の大麻使用は
依存症リスク 約5～7倍

*Winters KC, et al: Likelihood of developing an alcohol and cannabis use disorder during youth: association with recent use and age. Drug Alcohol Depend 92(1-3): 239-247, 2008.

これまでの少年向け大麻再乱用防止対策

19歳以下の **検挙補導された少年** を対象に、
県内5か所にある **県警少年サポートセンター** で
少年の大麻からの立ち直り支援に特化した
F-CANプログラム を実施



新たな対策(福岡県大麻乱用防止サポート窓口)

大麻の誘いを受けている少年 や **大麻使用経験がある少年** に対して、
薬物に頼らずに生きていくため の相談支援を行う窓口を設置(令和6年10月25日)

福岡県大麻乱用防止サポート窓口

とくめいそうだん
匿名相談

そうだんむりょう
相談無料

大麻に関するあなたのモヤモヤ、
話してみませんか？

LINE で相談



メール 相談

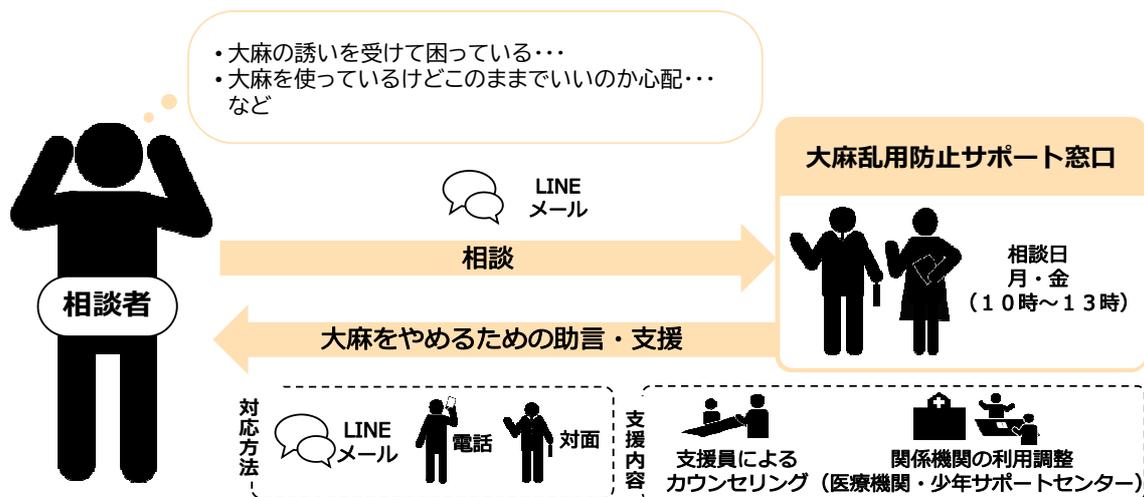
cap_csdesk@pref.fukuoka.lg.jp



【特徴】

- ・ 大麻に関して困っている若者に特化
- ・ LINEを使って匿名で気軽に相談可能
- ・ 心理の専門家による大麻をやめるための支援(カウンセリング)などにも対応

福岡県大麻乱用防止サポート窓口 について



【相談対象者】

- ① 県内在住の大麻に関する課題を抱える若者
- ② ①の家族、パートナー、友人その他の関係者

SNS広告を活用した相談の呼びかけ



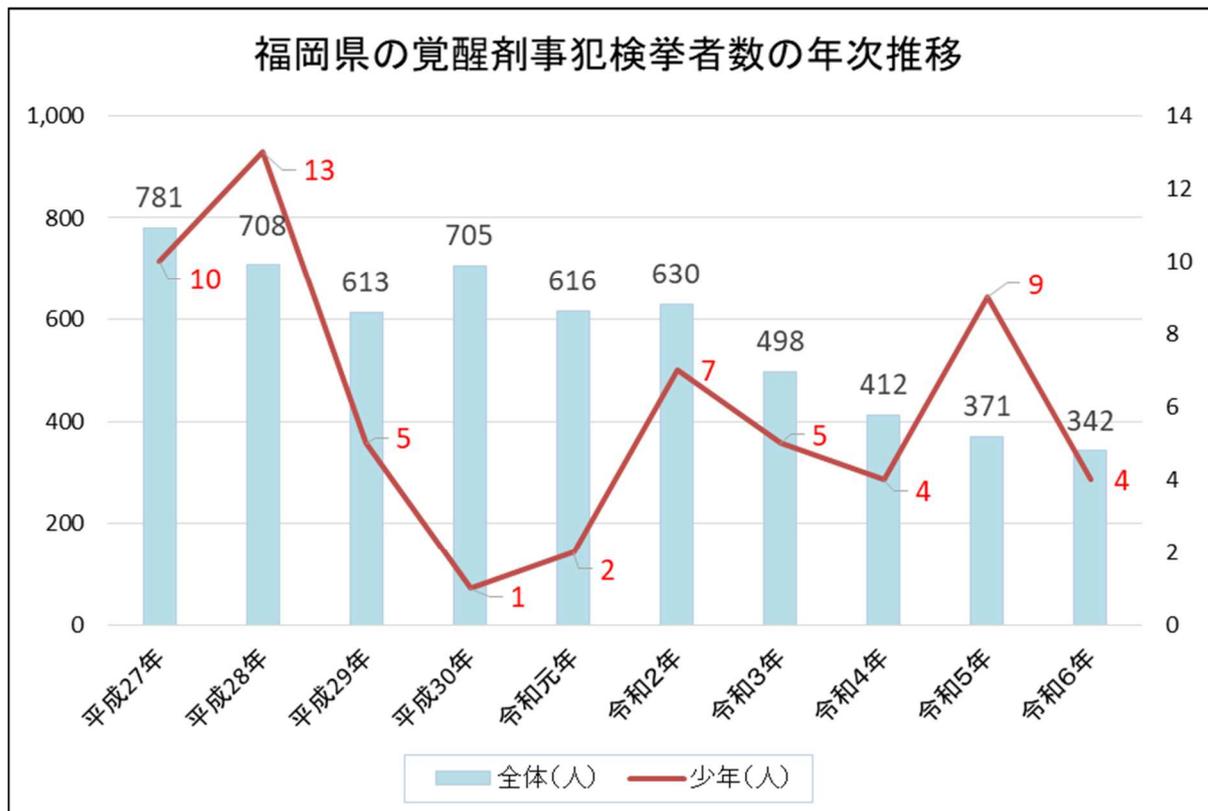
福岡県内の若者をターゲットに各種SNSで広告を実施
相談を呼びかけるWEBサイトへ誘導

近年の福岡県内の薬物乱用検挙補導状況

覚 醒 剤 乱 用

- ◆ 令和6年中に覚醒剤取締法違反で検挙補導された人員は342人で、そのうち少年は4人です。前年に比べ全体で29人減少しています。
- ◆ 有職少年3名、無職少年が1名検挙補導されています。
- ◆ 覚醒剤事犯の再犯者率は、78.1%と引き続き高い割合となっています。

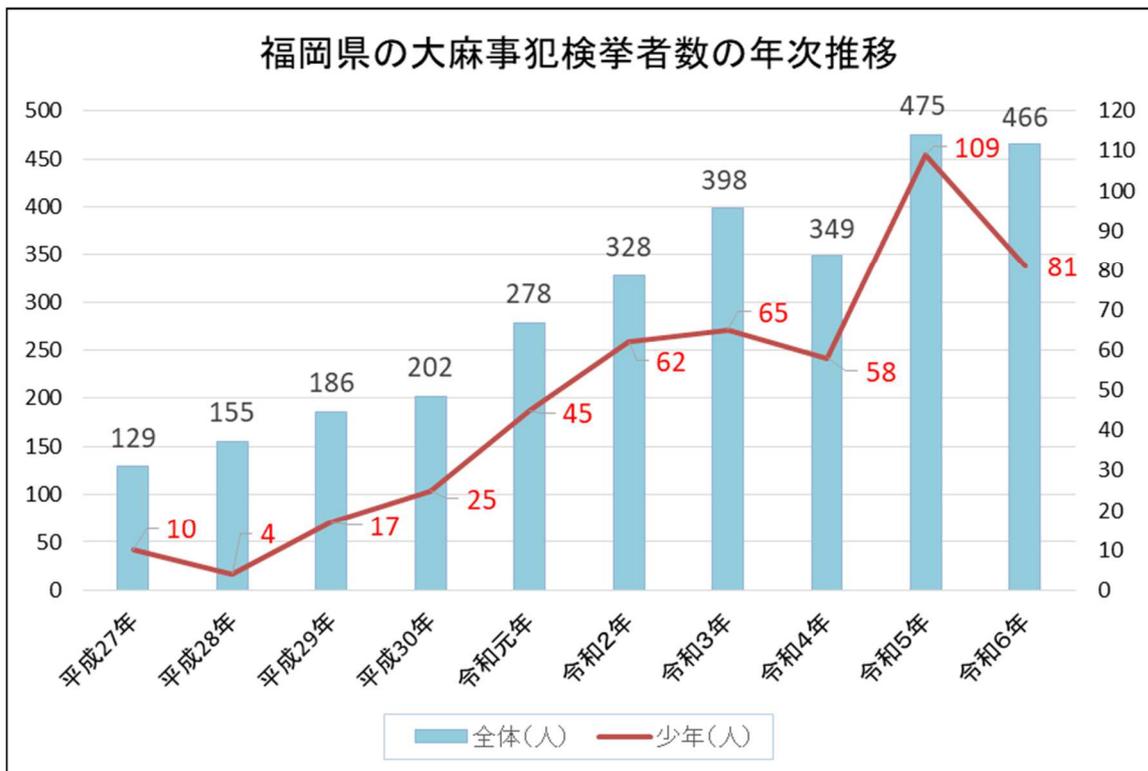
区分		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
全国検挙補導人員		8,654	7,970	6,289	6,073	—
福岡県の検挙補導人員		630	498	412	371	342
うち、少年①+②+③（女子）		7(2)	5(2)	4(2)	9(0)	4(0)
青少年の内訳 （福岡県）	① 児童・生徒	2	2	2	2	0
	小学生	0	0	0	0	0
	中学生	0	0	0	0	0
	高校生	2	1	1	2	0
	その他	0	1	1	0	0
	②有職少年	2	2	2	3	3
	③無職少年	3	1	0	4	1



大 麻 乱 用

- ◆ 令和6年中に大麻取締法違反で検挙補導された人員は466人で、前年に比べ全体で9人減少しています。
- ◆ 検挙補導された少年は81人で、そのうち有職・無職少年は63人で、少年全体の77.8%を占めています。

区分		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
全国検挙補導人員		5,260	5,783	5,546	6,703	—
福岡県の検挙補導人員		328	398	349	475	466
うち、少年①+②+③（女子）		62(9)	65(7)	58(4)	109(9)	81(9)
青少年の内訳 （福岡県）	① 児童・生徒	19	12	10	21	18
	小学生	0	0	0	0	0
	中学生	1	0	2	0	1
	高校生	11	4	4	8	12
	その他	7	8	4	13	5
	②有職少年	31	40	40	69	51
	③無職少年	12	13	8	19	12



出典：覚醒剤及び大麻の統計は、福岡県内の少年の数は県警本部少年課、それ以外の数は、薬物銃器対策課から提供を受けたもの。全国統計は、厚生労働省取りまとめ資料（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）より。